

○ 経済産業省告示第四号
環 境 省

内閣府、総務省、法務
外務省、財務省、文部科学

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年

厚生労働省、農林水産省、経済産業
国土交通省、環境省

省、省、

令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を次のよう

省、

に定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

国務大臣 赤松 広隆
環境大臣 小沢 錢仁

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法

第一 用語の定義

この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「償却前移転」とは、償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転することをいう。
- 2 「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。

第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法

- 1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から次に掲げる量の一部若しくは全部を控除して得た量とする。ただし、控

除した結果、零を下回る場合には零とする。

- 一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて償却前移転をした算定割当量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたもの）を除く。）

- 二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの）を除く。）

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。

一次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るもの）を合算して得た量

イ 令第六条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量

ロ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に、報告命令第二十条の二に規定する調整後排出係数のうち、当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量

ハ 令第六条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量

二 算定排出量算定期間ににおける二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。

) の温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第五項各号に定める量を控除して得た量

三 算定排出量算定期間ににおけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーカーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項

1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2 他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をすることに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

第四 その他

平成二十四年度及び平成二十五年度における算定割当量の償却前移転の状況等を勘案し、平成二十五回度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。